

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

患者への薬学的ケアの充実と疑義照会における待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で本取り決めに運用することとする。

なお、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項（処方箋による調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

但し、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第 24 条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。また、本取り決めの実施にあたっての条件は、薬剤師が患者に対して十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないこととする。

- ・事前合意プロトコールに基づく疑義照会の運用は、当院及び保険薬局双方による「院外処方箋の疑義照会に係る合意書」（以下、合意書）の締結をもって実施されること。
- ・合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
患者の同意がない場合の変更については、例えプロトコールに基づく場合であっても、疑義照会を行った上でなければ変更できないこと。
- ・先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがある場合、後発医薬品に変更できないこと。
- ・処方内に「剤形変更不可」等の医師のコメントがある場合は、その指示を優先すること。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。
また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限ること。
- ・不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行うこと。
- ・処方変更された場合は、「院外処方箋に関する患者情報提供書」を用いて、FAX、メール、郵送もしくは直接持参等により病院へ報告すること。
- ・医療用麻薬及び抗がん剤等、医師の判断を必要とする変更については対象外とすること。

【疑義照会簡素化可能項目】

- (ア) 『剤形の変更』に関する事
- (イ) 『処方規格の変更』に関する事
- (ウ) 『一包化調剤』『粉碎』『混合』に関する事（調剤方法）
- (エ) 『処方日数の変更』に関する事
- (オ) 『用法の変更』に関する事
- (カ) 『包装規格の変更』に関する事
- (キ) 『銘柄の変更』に関する事
- (ク) 『その他合意事項』に関する事

【各項目の概要】

(ア)『剤形の変更』に関すること OD錠⇔普通錠⇔カプセル⇔散⇔液剤

例) リクシアナ錠 30mg ⇔ リクシアナ OD錠 30mg

ミヤBM細粒 1g ⇔ ミヤBM錠 2錠

トラネキサム酸錠 250mg ⇔ トラネキサム酸カプセル 250mg

(般)アムロジピン口腔内崩壊錠 5mg ⇒ ノルバスク錠 5mg (先発)

※用法用量が変わらない場合のみ

※「適応症」にも十分に注意すること

※「外用剤」は対象外

・軟膏⇔クリームなどは不可

・パップ剤⇔テープ剤 (患者希望時は可)

(イ)『処方規格の変更』に関すること

例) ビソップロロール錠 2.5mg 1回2錠 ⇒ ビソップロロール錠 5mg 1回1錠

(般)アムロジピン口腔内崩壊錠 5mg 1回2錠 ⇒ ノルバスク錠 10mg (先発) 1回1錠

※患者に対して「安定性、価格など」について十分に説明し同意のうえで対応

※規格による適応症の違いに留意すること

(ウ)『一包化調剤』『粉砕』『混合』に関すること

「一包化調剤」「粉砕調剤」「混合調剤」

※処方箋上にコメントはないが、患者の希望やアドヒアランス向上の観点から「必要」と考えられた場合

※薬品の安定性などのデータに留意した上で行う

※「加算」を算定する場合は、患者へ十分な説明を行い、同意を得ること

(エ)『処方日数の変更』に関すること

○「残薬」による日数調整 (短縮するもの)

例) 処方 A錠 1錠 朝食後 30日

B錠 3錠 毎食後 30日

C錠 2錠 寝る前 30日

◎患者が B錠を 36錠、C錠を 10錠 持参

調剤 A錠 1錠 朝食後 30日

B錠 3錠 毎食後 18日

C錠 2錠 寝る前 25日

★残薬がなぜ発生したかを考慮し、日数調整だけでなく、処方提案等必要な対応を検討

○今回の処方日数が前回残薬調整の日数で処方となった場合のみ「日数延長」は可能

例) 処方 A錠 1錠 朝食後 30日
B錠 3錠 毎食後 18日
C錠 2錠 寝る前 25日

※前回調整した処方が「Do 処方」された

調剤 A錠 1錠 朝食後 30日
B錠 3錠 毎食後 30日
C錠 2錠 寝る前 30日

○処方日数の適正化 「週1回製剤」、「月1回製剤」が明らかな日数間違いの場合

例) 処方 A錠 1錠 朝食後 28日
B錠 3錠 毎食後 28日
C錠 1錠 (週1回) 起床時 28日

調剤 C錠 1錠 (週1回) 起床時 4日 ※次回受診日を考慮すること。

(オ)『用法の変更』に関すること

○添付文書上で定められている用法と異なる場合 ⇒ 「問い合わせ、確認済」として、対応可

例) 「漢方製剤」の「食後」処方

「制吐剤」の「食後」処方 ナゼリン、プリンパラン・・・

※コンプライアンスの確保と薬の効果発現を十分に考慮して対応すること。

○「糖尿病薬」の「食後」処方 (速効型インスリン製剤、αGI)

⇒ 添付文書とおおり「食直前」として対応

(カ)『包装規格の変更』に関すること

湿布や軟膏で合計処方量が変わらない場合のみ

例) ○○軟膏 5g2本 ⇔ ○○軟膏 10g1本

△△パップ (6枚入) 7袋 ⇔ △△湿布 (7枚入) 6袋

※外用剤の場合は、通常「総量」での処方記載となっている

(キ)『銘柄の変更』に関すること

高田病院採用薬を原則とし、やむを得ない場合のみ (同一成分での併売品)

例) グラクティブ錠 50mg ⇔ ジャヌビア錠 50mg

シングレア錠 10mg ⇔ キプレス錠 10mg

※先発医薬品同士での変更可

※用法用量等が同じである場合に限る

例) タケプロン OD錠 15mg ⇒ ランソプラゾール OD錠 15mg

★後発医薬品への変更報告は不要

(ク)『その他合意事項』に関すること

合意書を締結した保険薬局名を当院の電子カルテ及びホームページ上に公開することについて合意ができること。

著しく患者へ不利益を与えた場合、合意書の締結が解除される可能性があることを理解した上で合意書を締結すること。その際、当院の電子カルテ及びホームページにその旨が公開される可能性があることも併せて合意すること。

【その他注意事項】

(1) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

- ① 外用薬で剤形を変更する場合。(軟膏⇄クリーム等。ただし、貼付剤を除く。)
- ② 患者の希望等により処方内容や処方日数(数量)を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数貼付部位を増やす場合も含む。
- ③ 残薬調整によって処方を削除すること
- ④ 「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合。
- ⑤ プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤など投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合。
- ⑥ その他、薬剤師が必要と判断した事項

(2) 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容(調剤に関する疑義・質疑など)
基本、薬剤科に電話で疑義照会を行い、薬剤科から診療科に確認を行う。
受付時間：平日午前9時から午後5時15分
- ② 保険内容(保険者番号、公費負担など)
医事経営課に電話にて確認を行うこと。
受付時間：平日午前9時から午後5時15分
※ 電話：0192-54-3221(代表)

(3) 処方医への情報提供の方法

疑義照会に係る報告は様式「院外処方箋に関する患者情報提供書」を用い、「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」と区別して報告すること。

- ① 上記の「(ア) 剤形の変更」「(イ) 処方規格の変更」「(エ) 処方日数の変更」「(キ) 銘柄の変更」において疑義照会の簡素化を行った場合は、調剤後速やかに処方医に変更内容の情報提供を行う。
- ② 上記の「(オ) 用法の変更」「(ウ) 一包化調剤・粉碎・混合」については、初回の処方時に限り処方医に情報提供を行う。
- ③ 処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

令和3(2021)年 7月30日 作成

岩手県立高田病院